

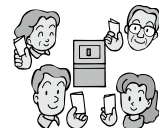
## 投票所一覧

南国市ホームページの「地図案内」から「選挙投票所」を選ぶと、場所が表示されます。

| 地 区 | 投票区 | あ な た の 住 ん で い る 所                                         | 投 票 所 名                 |
|-----|-----|-------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 日章  | 第 1 | 王子(北・中・南)、前永田、高見、高田、藤宮(北・南)、徳常、笠松(北・南)、北組(1・2)、中組(東・中・西)、南組 | 日章営農生活改善センター            |
|     | 第 2 | 永田(北・南)、上咥内、本村(北・南)、東町(西・東・駅前)、中町(1・2・3・4)、西町(1・2・3)、都築紡績   | 香南中学校体育館                |
|     | 第 3 | 下咥内(南・北)、茨西(北・南)、新屋、土居、中須、開田、高専物部宿舍、日章寮、切正寮、空港宿舍、合同宿舍       | 物 部 公 民 館               |
|     | 第 4 | 久枝(西1・2、中南、中北、東1・2・3)、下島(浜・里)                               | 久 枝 公 民 館               |
| 大篠  | 第 5 | 能間(東・西・北)、野田口、城陸、朝日町(南・北)、榎田町、稲吉(東・中・西)、西窪、新川               | 大篠小学校体育館                |
|     | 第 6 | 山崎、八木、田井、関、竹中、西野々、住吉野、伊達野、大埴団地、南海学園、白銀荘                     | 竹 中 公 民 館               |
|     | 第 7 | 篠原(東・西・北)、南小籠南                                              | 篠原中央公民館                 |
|     | 第 8 | 明見                                                          | 明 見 公 民 館               |
| 稲生  | 第 9 | 立石、千田木、土居谷、衣笠、丸山、井川、千屋崎                                     | 稲生ふれあい館                 |
|     | 第10 | 中谷、林谷、西谷、小久保、芦ヶ谷、北地                                         | 小 久 保 公 民 館             |
| 十市  | 第11 | 人形谷、糸木楠上、錦城、栗山、東坪池、西坪池、札場(1・2・3・4)、緑ヶ丘(1・2・3丁目)             | 十市高齢者多世代交流プラザ           |
|     | 第12 | 剣尾、東組、国政、土居谷、西和                                             | 土 居 浩 方 車 庫             |
|     | 第13 | 大小浜、八丁、阿戸、丸山                                                | 阿 戸 公 民 館               |
| 三和  | 第14 | 岡上、北組、中組、南組、寺山、西ヶ芝                                          | 片 山 公 民 館               |
|     | 第15 | 上畑、室屋、土居、立石、馬橋、野尻、小田村、山口団地                                  | 三 和 公 民 館               |
|     | 第16 | 東場、中ノ丁、細工所、八松                                               | 中ノ丁公民館                  |
|     | 第17 | 中田、本村、岩坂(北・南)                                               | 浜 改 田 公 民 館             |
| 前浜  | 第18 | 浜田                                                          | 浜 田 公 民 館               |
|     | 第19 | 西組、中組、寺家、久保、東組、浜窪                                           | 寺 家 公 民 館               |
| 後免  | 第20 | 里組                                                          | 下田村共同利用施設(下田村集会所)       |
|     | 第21 | 東町、後免町(1・2・3・4丁目)                                           | 後 免 町 公 民 館             |
| 長岡  | 第22 | 西山、南陣山                                                      | 西 山 公 民 館               |
|     | 第23 | 北陣山、南三島、北三島                                                 | 南 三 島 公 民 館             |
|     | 第24 | 上末松、下末松、上廿枝、古市、祈年                                           | SUN SUNながおか             |
|     | 第25 | 1区、2区、3区(東・西)、東山町(1・2・3丁目)、幸町(1・2・3丁目)                      | 中央第 5 集会所               |
|     | 第26 | 4区、5区、6区(東・西)、7区(東・西)、小籠(1・2丁目)、元町(1・2・3丁目)                 | 中央第 1 集会所               |
|     | 第27 | 東崎東部、東崎西部、宇田、日吉町(1・2・3丁目)、駅前町(1・2・3・4・5丁目)                  | 駅 前 町 公 民 館<br>(旧宇田公民館) |
|     | 第28 | 西島、たちばな、8区、小山団地、北小籠、南小籠、希望の家                                | 中央第 4 集会所               |
|     | 第29 | 国分(北・南・中・西)、左右山(東・中・西)、比江(上・下・東・城東)、国府寮                     | 国 府 小 学 校               |
| 久礼田 | 第30 | 植田(北・南・西)、植田団地                                              | 植 田 公 民 館               |
|     | 第31 | 久礼田(沖ノ土居・石堂・中北・中南北・中南北・西北・西南・高石)                            | 久 礼 田 体 育 館             |
|     | 第32 | 植野(東・中・西北・西南)、領石(北・中・南)                                     | 植 野 公 民 館               |
| 瓶岩  | 第33 | 宍崎、亀岩、外山、才谷                                                 | 瓶 岩 体 育 館               |
|     | 第34 | 成合、天行寺                                                      | 成合天行寺公民館                |
| 上倉  | 第35 | 白木谷(一道木・萩野・中ノ谷・中平・滝下・小滝・中組・番所・中部・小倉)                        | 白木谷消防屯所                 |
|     | 第36 | (下・上)八京、丸山組                                                 | 八 京 公 民 館               |
|     | 第37 | 奈路(東・西・北)                                                   | 奈 路 公 民 館               |
|     | 第38 | 中谷、上倉                                                       | 中 谷 公 民 館               |
| 岡豊  | 第39 | 桑ノ川、黒滝、大改野、中ノ川                                              | 黒 滝 公 民 館               |
|     | 第40 | 笠ノ川(東・西・南)、八幡(東・西・南)                                        | 笠ノ川公民館                  |
|     | 第41 | 小蓮(東・西)、定林寺、滝本                                              | 定 林 寺 公 民 館             |
|     | 第42 | 蒲原、看護宿舍、蒲原宿舍、県住蒲原住宅、蒲原住宅                                    | 蒲 原 公 民 館               |
| 野田  | 第43 | 中島(山島・町・沖)、常通寺島、江村、吉田、小籠、中島宿舍                               | 中 島 消 防 屯 所             |
|     | 第44 | 上野田、下野田、西野田、西野田町(1・2・3・4丁目)                                 | 野 田 公 民 館               |
| 岩村  | 第45 | 包末、(東・西)金地                                                  | 包 末 公 民 館               |
|     | 第46 | 福船、堀ノ内、蔵福寺島                                                 | 岩村ふれあいセンター              |

# 知事・市長の同時選挙

投票日  
11月27日(日)



11月27日(日)は、任期満了に伴う高知県知事および南国市長の同時選挙の投票日です。二つの選挙は告示日が異なるため、期日前投票や不在者投票のできる期間が違いますので、ご注意ください。  
投票時間は、午前7時～午後7時です。  
\*成合、天行寺、中谷、上倉、桑ノ川、黒滝、大改野、中ノ川は午前7時～午後6時です。

### 投票できる方

現在住んでいる場所で投票できるのは、次の皆さんです。  
▼平成3年11月28日までに生まれた方  
▼平成23年8月19日までに南国市に転入届を出し、引き続き住んでいる方

\*今年11月8日以降に市内で住所を変わり、転居届を出された方は、前住所の投票所に行ってください。

\*就学などで居住の実態のない方は、投票できません。

### 転入をした方

転入をした方のうち、次の方は知事選挙に限り投票できます。

#### ▼南国市で投票

平成23年7月27日以降に、南国市から県内の他の市町村へ転出し、転出先の選挙人名簿に登録されていない方は、南国市で投票できます。

#### ▼前の住所地で投票

平成23年8月20日以降に、県内の他の市町村から南国市に転入届を出された方は南国市では投票できませんが、転入前の住所地で選挙

### 不在者投票

人名簿に登録されていれば、前の住所地で投票できます。  
\*転入した方が、前住所地で投票するときは、現住所の地市町村長が発行する「現在も引き続き住んでいることの証明書」がないと投票できません。

### 期日前投票

投票日に、仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などのため投票所に行けない方は期日前投票ができます。

ただし、知事選挙と市長選挙はそれぞれ告示日が異なりますので、期日前投票のできる期間が違います。

#### ■投票場所

市役所4階選挙管理委員会

#### ■投票期間・時間

知事選挙  
11月11日(金)～26日(土)  
午前8時30分～午後8時まで

#### ▼市長選挙

11月21日(月)～26日(土)  
午前8時30分～午後8時まで

### 郵便で投票できます

郵便等投票証明書の交付を受けた方は、郵便による不在者投票ができます。郵便投票ができるのは、次のいずれかに該当する方です。

①身体障害者手帳や戦傷病手帳を持っている方で、一定の障害などのため投票所に行くことが困難な方

▼両下肢、体幹あるいは移動機能の障害(1級、2級)

▼心臓、じん臓、呼吸器などの障害(1級、3級)

▼肝臓の障害(1級～3級)

②介護保険の要介護5の方

### 代理記載制度について

郵便などによる不在者投票をすることができ、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た者(選挙権を有する者)に代理で投票に関する記載をさせることができます。

\*郵便などの不在者投票をするには、「郵便等投票証明書」が必要です。

### 代理投票

身体障害者や字が書けない方も、投票所に行けば、投票所で補助者に代理記載をしてもらうという方法で投票ができます。不在者投票の場合も代理投票ができます。

### 投票所入場券を忘れずに

各世帯に投票所入場券を郵送します。投票日には、投票所入場券を持って、指定の投票所に行ってください。

なお、この入場券は知事選挙と市長選挙の二つの選挙の入場券を兼ねています。

※お問い合わせは  
選挙管理委員会  
(☎880・6571) まで